

防災・減災対策、国土強靱化の抜本強化を求める意見書

本年七月三日からの「令和二年七月豪雨」では、本県を含む九州地方を中心に、東海、中部地方の広範囲にわたる各地に甚大な人的・物的被害を及ぼし、コロナ禍に立ち向かう国民は改めて深い悲しみを経験することとなった。

近年、全国各地で大規模自然災害による甚大な被害が相次ぎ、気候変動の影響により更なる頻発・激甚化が懸念されている。また、南海トラフ地震など大地震発生の切迫性も高まっていることから、国民の生命と財産を守り、我が国の社会経済活動を将来にわたり持続的に発展させるためには、今後起こりうる気象現象にも対応できるよう、事前防災型の防災・減災対策、国土強靱化をスピード感を持って進めていく必要がある。

国においては、集中的な対策として令和二年度までの「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」を決定し、地方もこれを活用しながら、特に緊急に実施すべき対策の進捗が図られており、河道拡幅等を実施した河川や斜面対策を行った道路等では、再度の豪雨に対し被害の軽減・抑制など大きな整備効果が確認されている。

しかしながら、毎年のように全国各地で多発的かつ広範囲に水害や土砂災害が発生するなど、予想を上回る速度で気候変動の影響が顕在化して多くの尊い命が奪われるなどしており、今後、治水計画をはじめとする各種計画を抜本的に見直し、リダンダンシーの確保を含む事前防災型の国土強靱化を強力に推進していくことが重要である。

加えて、高度経済成長期以降に整備したインフラが一斉に老朽化し、将来の維持管理や更新に必要な経費が増大することが見込まれるため、計画的な予防保全を積極的に取り入れた効率的な老朽化対策を推進していくことが求められる。

本県においても、昨年度改訂した「大分県地域強靱化計画」に基づき、今後想定される大規模自然災害から県民生活や地域社会を守り、活力ある地域づくりを進めるため、災害に強い強靱な県土づくりを推進していくための、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、防災・減災対策、国土強靱化に関して、次の事項について措置されるよう強く要望する。

- 一 抜本的な国土強靱化の取組が着実に実施できるよう、令和二年度までの限定的な措置となつている三か年緊急対策後も、インフラ老朽対策や高速道路の四車線化など対象事業の拡大を図るとともに、別枠による必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。
 - 二 令和二年度が期限となる緊急防災・減災事業債、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業の拡大などの内容の拡充を図ること。加えて、地方自治体が国土強靱化計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保など地方財政措置の拡充を図ること。
 - 三 道路・河川・港湾などの公共施設の維持管理・長寿命化について、一層の補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度の拡充を図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の延長や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年九月二十九日

大分県議会議長 麻生 栄 作

衆議院議長	菅 義 偉	大島 理 森
参議院議長	菅 義 偉	昭 子
内閣総理大臣	菅 義 偉	義 子
財務大臣	麻 生 太郎	義 子
国土交通大臣	武 田 良 太	昭 子
国土強靱化担当大臣	赤 羽 一 良	昭 子
内閣府特命担当大臣(防災)	小 此 木 八 郎	昭 子